

新型インフルエンザ対策に関する行動計画

1. 行動計画の目的

この行動計画は、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成19年3月26日新型インフルエンザ専門家会議において決定）に基づき、新型インフルエンザ（ ）大流行時において、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために、当社が行うべき対応等の確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

新型インフルエンザ

インフルエンザウイルスの性質が変わり、これまでヒトに感染しなかったインフルエンザウイルスがヒトへ感染し、さらにはヒトからヒトへ感染する変異した新型のインフルエンザウイルスによって起きる病気を「新型インフルエンザ」という。

2. 危機管理体制および情報収集

(1) 危機管理体制の整備(対策組織の設置)

国内外および社内での感染状況等を勘案し、必要に応じ、「新型インフルエンザ対策組織」を設置する。

対策組織は、新型インフルエンザ対策の準備および発生時の対応のために、各事業所における責任者、産業医等を含む医療スタッフ、実際のインフルエンザ対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業所間の連絡網などの危機管理体制を確認するとともに、新型インフルエンザ対策全般を統括する。(別紙1, 2参照)

(2) 情報収集及び周知方法の整備

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、世界保健機関(WHO)等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体から入手するとともに、電気事業連合会を始めとする各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体と適切に情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備する。

世界の情報

- ・世界保健機関(WHO)のウェブサイト
- ・鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
- ・インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

国の情報

- ・厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>
- ・同研究所の感染症情報センターのウェブサイト <http://idsc.niid.go.jp/index-j.html>
- ・外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

地方公共団体の情報

- ・北海道保健福祉部健康推進課感染症グループのウェブサイト <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iks/0000contents/kansen.htm>
 - ・北海道感染症情報センターのウェブサイト <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/information.html>
- その他、各市町村が開設しているウェブサイトの情報を活用する。

(保健所等一覧は、別紙3参照)

3. 事業運営体制に関わる対策

以下に掲げる基本的な考え方により対応していくこととする。

- (1) 新型インフルエンザ発生に備えた体制整備
 - a. 経営層を始めとして管理職および従業員等、さらには医療スタッフとの役割と責任を明確にするとともに、非常時における相互の連絡体制を整備する。
 - b. 新型インフルエンザ大流行時も想定し、安定供給に必要な最小限度の業務・設備等を予め検討しておく。
 - c. 協力会社、資機材調達会社などの大流行時に備えた対応状況等を必要に応じ確認し、連携について情報交換を行う。
 - d. 上記の事業運営体制や連絡体制等がより有効に機能するよう、非常時を想定した訓練等を必要に応じて実施する。
- (2) 新型インフルエンザ発生後の体制
 - a. 流行の度合い(フェーズ)に応じて対策組織を設置し、交代要員や補助要員を確保するなど、安全確保を最優先に、電力の安定供給に最大限努力していくものとするが、具体的な事業運営については、政府等から出される勧告、通知等に留意しつつ都度適切に判断する。
 - b. 電気事業連合会を始めとする各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方公共団体との連携を十分図りつつ、総合的な観点から検討する。
 - c. 協力会社、資機材調達会社などと必要に応じ連絡を取り合い、事業運営のための連携を密にする。

フェーズ

「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」において、新型インフルエンザの発生前から流行のピークを迎えるまでを状況に応じて分類した6段階の警戒レベル。

政府はさらに国内非発生(A)と国内発生(B)とに細分化している。

フェーズ4A: ヒト-ヒト感染が確認されるが、感染集団は小さい。(国内非発生)

フェーズ4B: ヒト-ヒト感染が確認されるが、感染集団は小さい。(国内発生)

フェーズ5B: ヒト-ヒト感染が確認され、より大きな集団感染が発生。(国内発生)

4. 従業員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

政府の新型インフルエンザに関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

- (1) 新型インフルエンザ発生に備えた準備
 - a. 国内外における新型インフルエンザの発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
 - ・従業員等に手洗い・うがいの習慣化などの感染予防策や健康状態の自己把握について指導する。
 - b. マスク、手袋、ゴーグル、消毒液、うがい薬等、感染予防・感染拡大防止のための物品を備蓄する。
 - c. 従業員等の海外渡航に係る情報について可能な限り把握する。(外務省の渡航情報発出以降)
 - d. 感染予防・感染拡大防止のため、勤務形態(在宅勤務等)や会議運営方法(テレビ会議等)などを検討する。
- (2) 新型インフルエンザ発生後の対応(フェーズ4A以降)
 - a. 国内外の新型インフルエンザの感染状況、感染予防・感染拡大防止のための留意事項等についての情報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。

- b. 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避けるよう指導する。
(フェーズ4 B以降)
- c. 手洗い用消毒液およびうがい薬の各事業所への配備およびマスク・手袋・ゴーグル等を従業員に配布し、感染防御を指導する。
- d. 「咳(せき)エチケット」を心がけるよう指導する。
- e. 従業員に健康状態の自己把握を徹底するよう指導する。
- f. 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。
(フェーズ5 B以降)
- g. 感染拡大防止のため、必要に応じ、予め検討した勤務形態(在宅勤務等)や会議運営方法(テレビ会議等)などを実施するとともに、インフルエンザ様症状を有する従業員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた上で、出社しないように指導する。
- h. 不要不急の外出を自粛するよう指導する。
- i. 社員食堂や休憩所等、社員が集まる共用施設の閉鎖等を検討する。

5. 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成18年10月1日改訂労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- (1) 患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家族の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- (2) 外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- (3) 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

以上